

歯科助手として働きながら歯科衛生士資格が取得できる



働きながら歯科衛生士になろう！

医療法人宇治山田歯科医院には、
歯科助手として働きながら歯科衛生士資格を
取得できる制度があります。

対象となる方

高校卒業後、当院に歯科助手として2年以上勤務し、歯科衛生士資格取得後定められた期間当院にて勤務できる方。

制度内容

衛生士学校への通学期間中、月額3,5,7万いずれかの金額を支給します。定められた期間当院に勤務したとき、全額返済免除とします。

※詳細は裏面をご覧ください。

応募受付

随時受付しております。

歯科衛生士資格は
国家資格です。



応募・お問い合わせ

医療法人宇治山田歯科医院

〒516-0037 三重県伊勢市岩淵2丁目4-37

TEL. 0596-21-5888

歯科助手として勤務した後、歯科衛生士を目指せる！奨学金制度のご案内

宇治山田歯科医院では、まず歯科助手（正社員）として2年以上勤務いただくと、奨学金（108～252万円）と教育訓練給付金（最大168万円）の支給を受けながら、衛生士専門学校や大学で歯科衛生士資格を取得できる制度があります。奨学金は返済義務がありますが、定められた期間（3年制の場合：22～51か月。奨学金コースによる）歯科衛生士として当院に勤務することで返済義務が免除される、大変お得な制度となっています。

モデルプラン例

勤務面	歯科助手：2年間以上	衛生士専門学校（3年間）	歯科衛生士：22か月～51か月勤務すると、奨学金の返済は免除。
収入面	正社員のお給料	・放課後は、当院でアルバイト ・奨学金：108万円～252万円 ・教育訓練給付金：168万円支給（最大）	正社員のお給料 （衛生士手当があるのでお給料UP!）

対象となる方

まず歯科助手として当院に2年以上勤務し、その後衛生士学校や大学に通って衛生士資格取得を希望される方

奨学金の金額	3万円コース	年2回支給：18万円 × 年2回 = 36万円（年額）
	5万円コース	年2回支給：30万円 × 年2回 = 60万円（年額）
	7万円コース	年2回支給：42万円 × 年2回 = 84万円（年額）

支給方法

年に2回、4月と11月に奨学金を受ける方が指定した金融機関口座へ振込み致します。

支給期間

通学する衛生士学校の所定修業期間が支給期間です。最長で専門学校や短大なら3年間、大学なら4年間になります。

説明会・医院見学 お申込等

随時受付しております。衛生士学校の学生の方はもちろん、これから衛生士学校進学を目指す高校生や大学生、社会人の方も是非お気軽に見学や説明会にお越しください（要事前ご予約）。

■返済の免除について■

学校卒業後に歯科衛生士として当院で「返済免除期間」を勤務していただければ奨学金返済の必要はなくなります。「返済免除期間」とは、支給を受けた奨学金の額にもとづき、次の式で求めた期間となります。もちろん、返済免除期間満了後の継続勤務も大歓迎です！

$$\text{奨学金返済が免除となるために必要な勤務月数} = \text{奨学金支給総額} \div 5 \text{万円}$$

返済免除期間の計算例1)

月額3万円コースの奨学金支給を（年2回 × 18万円 = 36万円）で3年間受けた場合、支給総額は108万円（36万円 × 3年間）です。返済免除期間は108万円 ÷ 5万円 = 21.6ヶ月になり、22ヶ月間当院で勤務して頂ければ返済の必要はありません。

返済免除期間の計算例2)

月額5万円コースの奨学金支給を（年2回 × 30万円 = 60万円）で3年間受けた場合、支給総額は180万円（60万円 × 3年間）です。返済免除期間は180万円 ÷ 5万円 = 36ヶ月になり、36ヶ月間当院で勤務して頂ければ返済の必要はありません。

返済免除期間の計算例3)

月額7万円コースの奨学金支給を（年2回 × 42万円 = 84万円）で3年間受けた場合、支給総額は252万円（84万円 × 3年間）です。返済免除期間は252万円 ÷ 5万円 = 50.4ヶ月になり、51ヶ月間当院で勤務して頂ければ返済の必要はありません。

■返済免除期間に達する前に退職する場合

$$\text{一括返済金額} = [(\text{返済免除期間の月数}) - (\text{当院での歯科衛生士としての勤務月数})] \times 5 \text{万円}$$

計算例)

「返済免除期間」36ヶ月間（3年間）の方が、24ヶ月間（2年）勤務し退職する場合、（返済免除期間36ヶ月 - 勤務期間24ヶ月）× 5万円 = 60万円となり、退職日までに60万円を一括で返済いただくことになります。